

令和8年1月29日

小松市長 宮橋 勝栄 様

小松市上下水道事業経営懇話会
座長 木村 繁男

小松市上下水道事業経営懇話会意見書

この度、小松市上下水道事業経営懇話会設置要綱第2条の事項について意見を求められましたので、上下水道事業の効率的かつ安定的な運営に向け、次のとおり意見を申し上げます。

1 はじめに

上下水道事業は、市民の快適な生活環境を支えるとともに、公衆衛生の向上のために、欠くことのできない重要なインフラです。

水道事業は、良質な水道水を安定的に供給する必要がある、下水道事業は、公共用水域の水質保全を図るとともに、快適な市民生活のために重要な役割を担っています。

しかしながら、近年の人口減少等による使用料収入の減少や施設及び管路の老朽化に伴う更新事業の増大などにより、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このような中、貴市では将来にわたり健全な経営を維持していくための中長期的な経営の基本計画として「小松市水道経営戦略」（以下「水道経営戦略」という。）及び「小松市下水道経営戦略」（以下「下水道経営戦略」という。）を令和7年3月に策定されました。

また、更なる効率的かつ安定的な経営に向け、上下水道事業の運営、今後とも赤字が見込まれている下水道事業及びその使用料水準について広く利用者等の意見を聴くため「小松市上下水道事業経営懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置されました。

懇話会では、当該設置目的のもと、上下水道事業の運営、下水道使用料の適正水準について意見交換をし、検討を進めてきました。懇話会での意見結果については次のとおりです。

2 水道事業について

(1) 水道事業の現状と今後の見通し

水道事業については、施設のダウンサイジングや維持管理の民間委託などの経費削減に取り組み、経営状況も黒字決算を継続しております。

水道経営戦略においても当該計画期間でもある今後10年の見込みについて、経常収支比率や維持管理に必要な費用を水道料金で賄えているかを示す料金回収率は100%を超えており、比較的良好な運営ができるものと考えます。

ただし、収益が減少傾向にあることには留意が必要と考えます。

(2) 今後の運営について

今後、貴市が新たな経営方針として示されている料金の適正水準を示す回収率に着目した経営、持続可能な経営に向け、水道経営戦略で示されているとおり以下の取組を進めることが必要と考えます。

- ・料金回収率100%以上を維持すること
- ・収益減少が見込まれていることから、5年後の見直しでは料金の適正水準の検討を行うこと

また、投資計画において老朽化や耐震化対策など費用の増加が見込まれることから、

- ・投資経費には、積立金と一定の範囲内での企業債借入れで対応すること
- ・非常時の対応のため内部留保資金を一定額確保すること

3 下水道事業について

(1) 下水道事業の現状と今後の見通し

下水道事業については、これまで水道事業と同様に包括的民間委託の導入や汚泥減容化、企業債残高の減少に取り組み、経費削減や運営の適正化を進めてきました。

しかし、下水道経営戦略に基づく今後の見通しは厳しい状況となっています。具体的には以下の事項が見込まれています。

- ・人口減少や節水機器の普及が進み、下水道使用料（以下「使用料」という。）の収入は微減傾向
- ・その一方で、近年の物価高騰や供用開始から40年以上が経過した管渠などの施設の老朽化更新、浸水対策の推進などにより事業費が増加
- ・経営は赤字が継続し、経常収支比率が低下するとともに、維持管理に必要な費用を使用料で賄えているかを示す経費回収率は100%を下回る状況で推移

そのため、一般会計からの繰入金や借入金に頼る事業運営となっており、経営改善が必要と考えます。

(2) 今後の運営について

経営改善に向けて下水道事業を検証したところ、以下の状況を考慮すると経営改善には使用料を見直し、財源の確保を進めることが必要であると考えます。

- ・使用料収入の妥当性を示す経費回収率が100%を下回る状況にあり、適正な使用料水準となっていないこと
- ・経費削減や運営の適正化の取組だけでは物価高騰などの外部要因もあり改善は困難であること
- ・国が社会資本整備総合交付金の要件として、経費回収率の向上を求めていること

(3) 使用料の適正水準・見直しについて

使用料の適正水準については、老朽化する施設等の更新に必要な費用を確保できる水準や、早期の経営安定を図り直ちに赤字を解消する水準についても意見を交わしました。

しかし、適正水準が将来の事業運営を見据え、利用者の負担感に配慮した水準となるよう慎重に検討を重ねた結果、まずは経費回収率100%を達成する水準（平均改定率 約14%）が妥当であるとの結論に至りました。

また、前回使用料見直しの際に開催された小松市公共料金等懇話会（平成10年度）の中で要望があった「30^m以下と31^m以上の使用料単価の格差と累進度の是正」については、すべての使用料単価に一律で平均改定率を適用しても是正にはつながらないことや、その一方で「30^m以下のみの使用料を増額するか否か」という点が課題であると考えられました。

このような課題を踏まえ、以下の理由に基づき基本料金を1,345円、使用水量が10^mを超え30^mまでの単価を135円/^mとし、その他必要な単価調整の検討を行いました。

具体的には、30^m以下と31^m以上の単價格差を現行の60円から55円に縮小し、累進度を1.74から1.59へ0.15ポイント緩和する設定が適当であるとの結論に至りました。（別紙 表1・表2 採用案）

- ・是正を図るためには一般家庭が多い30^m以下の使用料単価が大きくなることから、負担を強いることにもなり、標準世帯（2～3人世帯）の1カ月当たり使用料が、節目である3,000円を下回る金額が妥当
- ・是正には少なくとも5円程度の改善の必要性

なお、この際、より格差を縮小し、かつ、これまでも負担が大きい大口利用者の価格の上昇に配慮した、基本料金1,355円、使用水量が10^mを超え30^mまでの単価を136円/^mとして、その他必要な単価調整をし、格差50円という更に累進度を抑えた案に賛同する意見も相当数あったことを申し添えておきます。（別紙 表1・表2 次点案）

※累進度 使用料単価の最も高い単価を最も低い単価で除したもの

これらを踏まえ、懇話会における使用料見直しの結論は次のとおりです。

現行及び改定案

税抜（円）

汚水の種別	排除汚水量	現 行	改定後
一般汚水	10立方メートルまで（基本料金）	1,150	1,345
	10立方メートルを超え30立方メートルまで1立方メートルにつき	115	135
	30立方メートルを超え50立方メートルまで1立方メートルにつき	175	190
	50立方メートルを超え100立方メートルまで1立方メートルにつき	180	195
	100立方メートルを超え200立方メートルまで1立方メートルにつき	185	199
	200立方メートルを超え500立方メートルまで1立方メートルにつき	190	204
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで1立方メートルにつき	195	209
	1,000立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	200	214

(4) 公衆浴場汚水、井戸水汚水の使用料について

井戸水汚水については、処理工程は一般汚水と同様であるのに一般汚水と使用料体系が異なっており、一般汚水の使用料に近づけていくことが適当と考えます。

しかし、利用者への急激な負担増は避けるべきであり、今回は以下の方法により見直すとの結論に至りました。

- ・井戸水汚水は一般汚水の使用水量が10m³を超え30m³までの使用料単価と同様の改定率ではなく、増加額で見直す。
- ・公衆浴場汚水は、井戸水汚水との価格比で見直す。

現行及び改定案

税抜（円）

汚水の種別	排除汚水量	現 行	改定後
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	55	65
井戸水汚水	1立方メートルにつき	105	125
井戸水公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	55	65

(5) 改定時期について

下水道事業の経営改善には早期の使用料の見直しが必要であると考えます。

下水道使用料の改定には、小松市公共下水道条例の改正が必要であることや下水道利用者に対する周知期間を設ける必要があるため、令和8年9月検針分の使用料から、新使用料の適用を行うことが妥当と考えます。

4 付帯意見

- (1) 上下水道事業の取組や経営状況については、適宜、分かりやすい情報提供を行い、事業に対する理解を深めるとともに、経営の透明性を高めることで、利用者の信頼を得られる運営を目指していただきたい。

また、下水道使用料の見直しに関しては、広報紙やホームページ等を活用し、必要性について周知を図り、理解を得られるよう努めていただきたい。

- (2) 下水道は重要なインフラであり、今後使用料の見直しの際には、経費回収率100%達成だけでなく、老朽化更新に対応できるよう十分検討していただきたい。

また、各使用水量階層区分における使用料単価の格差については縮小する意見としたものの、未だ大口利用者の使用料単価は県内でも比較的高いと思われます。県内他自治体の料金区分などを参考にしつつ、より合理的な料金体系のあり方についても検討していただきたい。

別紙

表1 使用料単価の累進度を是正しつつ、一般家庭にも配慮した案を採用した

(税 抜)

区分	現 行	一律 14%			【採用案】基本料金 17.0% 11~30㎡ 17.4%			【次点案】基本料金 17.8% 11~30㎡ 18.3%			
		使用水量階層の各区分に 一律に適用			・基本使用料を縮小 ・30㎡まで17%台とし、 一般家庭に配慮しつつ、格 差是正とのバランスを図る			・30㎡での格差是正(60円 →50円)を図る ・県内でも高い単価設定であ る500㎡以上では改定率を抑制			
㎡	単価 円/㎡	単価 円/㎡	改定額 円/㎡	改定 %	単価 円/㎡	改定額 円/㎡	改定 %	単価 円/㎡	改定額 円/㎡	改定 %	
基本料金 1-10	1,150	1,310	160	14.0	1,345	195	17.0	1,355	205	17.8%	
格差 11-30	115	131	16		135	20	17.4	136	21	18.3%	
	31-50	175	200		25	190	15	8.0	186	11	6.0%
51-100	180	206	26		195		15		191	11	
101-200	185	211	26		199		14		196	11	
201-500	190	217	27		204	14	201	11			
501-1000	195	223	28		209	14	7.1	205	10	5.1%	
1001-	200	229	29		214	14		210	10		
増収分(平均改定率)		157 百万円(14.0%)			158 百万円(14.1%)			158 百万円(14.1%)			
格 差(現行60)円		69			55			50			
累進度(現行1.74)		1.75			1.59			1.54			

※累進度：最も高い単価を最も低い単価で除したもの
※改定%：区分の平均値で表示

※基本料金は10㎡までの金額、その他は1㎡当たり

表2 各使用水量の使用料金(改定率比較)

赤文字：現行からの増加額(増加率)
青文字：使用料金/使用水量

(単位：円
税 込)

使用水量(㎡)	モデル	現 行	参 考 一 律	【採用案】		【次点案】
				・10㎡ 16%台 ・30㎡以下 17%台	・10㎡ 18%台 ・20㎡ 3,000円切る	
10	単身世帯	1,260	1,440	1,470	1,490	1,490
			+180 (+14.3%)	+210 (+16.7%)	+230 (+18.3%)	
20	2~3人世帯	2,530	2,880	2,960	2,980	2,980
			+350 (+13.8%)	+430 (+17.0%)	+450 (+17.8%)	
30	3~5人世帯・ コンビニ	3,790	4,320	4,440	4,480	4,480
			+530 (+14.0%)	+650 (+17.2%)	+690 (+18.2%)	
			144	148	149	
50	5~7人世帯・事務所	7,640	8,720	8,620	8,570	8,570
			1,080 (+14.1%)	980 (+12.8%)	930 (+12.2%)	
			174	172	171	
100	飲食店(カフェ・ 軽食)	17,540	20,050	19,350	19,070	19,070
			2,510 (+14.3%)	1,810 (+10.3%)	1,530 (+8.7%)	
			200	193	190	
500	スーパー・工場	100,590	114,870	108,560	106,960	106,960
			14,280 (+14.2%)	7,970 (+7.9%)	6,370 (+6.3%)	
			229	217	213	
1000	商業施設・工場・ ビジネスホテル等	207,840	237,520	223,510	219,710	219,710
			29,680 (+14.3%)	15,670 (+7.5%)	11,870 (+5.7%)	
			237	223	219	
増収額(税込)			173 百万円	174 百万円	174 百万円	